



2024年5月30日

各 位

会 社 名 株式会社サンテック
代表者名 代表取締役社長 八幡 信孝
(コード番号 1960 スタンダード市場)
問合せ先 執行役員管理部長 船戸 文英
(TEL. 03 - 3265 - 6181)

株主提案に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ

当社は、当社の株主様（以下「提案株主」といいます。）より、2024年6月25日開催予定の当社第77回定時株主総会における議案について株主提案（以下「本株主提案」といいます。）を行う旨の書面（以下「本株主提案書面」といいます。）を受領しておりましたが、提案株主様から強い開示のご要望をいただきましたため、取締役会決議後ではありますがお知らせいたします。

なお、2024年5月10日開催の当社取締役会において、本株主提案について当社取締役会は下記の通り反対の意見を決議しました。

記

1. 提案株主及び本株主提案の内容

(1) 提案株主

株主様1名による提案

※提案株主は個人株主様であるため、提案株主氏名の開示は控えさせていただきます。

(2) 議題

定款変更の件（剰余金の配当の基準）

(3) 議案の要領及び提案の理由

別紙「本株主提案の内容」に記載のとおりです。なお、提案株主から提出された本株主提案書面の該当箇所を原文のまま記載しております。

2. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

(2) 反対の理由

配当につきましては当社は、昨年12月6日において「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」を公表済みであり、その中で株主還元・配当方針については「『当期純利益の範囲内において株主還元原則100%』という従来の考え方から脱却し、自己株式の取得及び配当還元により、株主還元を行う。」としております。

第 77 期の配当は第 2 号議案において 1 株当たり 30 円の配当を提案しており、第 78 期（2025 年 3 月期）の配当においても定款を変更することなく、配当議案をご承認いただくことがより適切であると考えております。

以 上

(別紙) 本株主提案の内容

議題

定款変更の件 (剰余金の配当の基準)

議案の要領

現行の定款の「第 6 章 計算」に、第 38 条として以下の条文を新設し、現行の定款の第 38 条は第 39 条とし、現行の定款の第 39 条は第 40 条とする。

「当社は、2025 年 3 月期末の配当から、剰余金の配当につき、連結ベースの 1 株当たり純資産額の 2.0%を配当の下限とし、法令上許容される範囲において以後の配当額を決定する。」

提案理由

本議案は、当社の配当方針として、「DOE (Dividend On Equity、株主資本配当率)2%以上」という最低水準を導入することを企図しています。

当社は、従前の株主利益を無視した経営を改め、昨年 12 月には、東京証券取引所の要請に応じて、「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」を公表済みです。その中で、株主還元に関しては『「当期純利益の範囲内において株主還元原則 100%』』という従来の考え方から脱却し、自己株式の取得及び配当還元により、株主還元を行う。」と書かれています。また、2022 年度を初年度とする第 13 次中期経営計画に於いては、資本政策の基本的方針として、「配当還元については、DOE も考慮した配当の実施を、検討していく。」と書かれています。これらは、それ自体は評価出来るものです。

しかしながら、現実には、当期(2024 年 3 月期)の会社側配当予想は 30 円であり、DOE は僅か 1.6%に過ぎません。

一方、ROE は依然として極めて低く、当期の会社予想に基づく ROE は 0.9%、過去 5 年間の ROE の実績も、2.3%、3.4%、1.0%、-0.1%、1.4%となっており、議決権行使助言会社が代表取締役の選任基準として設けている ROE5%に達した事は一度もありません。

当社 HP に掲載されている有価証券報告書で確認すると、25 年前の平成 11 年 3 月期に ROE6.0%を達成したのを最後に、この 25 年間は一度も ROE5%以上を達成できていません。

それを反映して、株価は長期に渡り低迷を続けており、株価純資産倍率 (PBR) も 0.5 倍を下回る極めて低い水準に留まっています (株主提案提出日時点の株価に基づく)。

これは、過去に於いて、上場企業の責務である株主還元を僅かしか行って来なかった事によって不必要かつ過剰に蓄積された株主資本が存在する為であり、当社の経営陣もその事を認識しているので、これ以上株主資本が増えない様に、株主還元性向 (=総還元性向)を原則 100%にする事にしたのだと思われまます。

配当に自己株式の取得加えた総還元性向は 100%を超えており、その事自体は評価出来ますが、株主に直接還元される配当の絶対額が 1 株当たり純資産額に比べて極端に低い為に、株価は PBR1 倍を大きく割れた状態が常態化しています。

また、財務的な余力が十分あったにも拘らず、2020 年度、2021 年度に大幅な減配を強行したために、市場からは配当額の予見可能性が低いと見られている事も、株価が低迷を続けている原因の 1 つでしょう。

「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」に於いて、「当期純利益の範囲内において株主還元原則 100%」という従来の考え方から脱却する、と謳っている訳ですから、業績如何によっては総還元性向が 100%を超える事になる DOE を導入する為の障害は無い筈です。

また、僅か 2.0%の DOE で総還元性向 100%を超えてしまう(=所謂「タコ配」になる)という事は、ROE が 2.0%よりも低いという事を意味しますから、仮にその様な低い業績しか達成する自信がないのであれば、経営陣は辞任すべきです。経産省の「伊藤レポート」に於いて、上場企業が最低限目指すべき ROE が 8%とされている中、「タコ配」を恐れて僅か 2%の DOE の導入を躊躇するというのでは、上場企業の経営者としてあまりにもお粗末です。

1株当たり純資産額は、余程大きな赤字を出さない限り大きく減少する事は無い為、1株当たり純資産額に配当率をかけて配当額を決める DOE を導入する事で、配当額の予見可能性が高まります。

本来は、当社の経営陣が自主的に DOE を導入すべきですが、いつまで経っても導入に至らない為、定款に DOE を導入する様に定める事を提案するもので、その際、DOE の最低限の水準として 2.0%は必要なので、2.0%以上という数値を定めています。当社が今後、2.0%以上の DOE に基づいて配当をする様になる事で、当社の株価が PBR1 倍の水準に近づく様になる事を期待する次第です。

また、客観的な数値として、(当社と同じ)建設セクターに分類される東京証券取引所上場企業全 153 社平均の直近の予想株主資本配当率 (DOE) は 2.96%です。これは、大きな会社も小さな会社も含めた建設セクターに分類される東証上場企業全社の DOE の単純平均ですので、特定の会社の影響を受け難い数値です。また、153 社の DOE の中央値(メディアン)は 2.69%です。

ちなみに、153 社の予想 ROE の平均は 7.58%、中央値は 7.19%、153 社の株主提案日時点での平均 PBR は 1.20 倍、PBR の中央値は 0.90 倍でした。

当社の資本収益性が、当社が属する建設セクターの中でも著しく低い事、DOE もセクター平均に比べて著しく低い事、その結果、PBR もセクター平均に比べて著しく低い事が、客観的な数値として一目瞭然です。

東京証券取引所は、「資本コストや株価を意識した経営の実現」を上場企業に求めている訳ですが、当社の現状については、それに応える旨の文書は公表したけれども実態は何もやっていない、と言わざるを得ません。DOE を導入し、有言実行する事が必要です。

なお、定款に定める「連結ベースの 1 株当たり純資産額」とは、連結ベースで「株主資本」に「その他の包括利益累計額」を加えた数値(これを「自己資本」という)を、期末発行済株式数から期末自己株式数を差し引いた株式数で除した数値であり、決算短信の表紙の連結財政状態の欄に「1 株当たり純資産額」として記載されている数値を指します。

以 上